

平成25年第8回国立大学法人旭川医科大学役員会議事要旨

1. 日時 : 平成25年9月4日(水) 午前9時00分～午前9時48分
2. 場所 : 第二会議室
3. 出席者 : 吉田 晃敏学長, 松野 丈夫理事, 飯塚 一理事,
竹中 英泰理事
4. 陪席者 : 宮森 雅司監事, 高野 一夫監事, 久保事務局長, 太田学長政策推進室長,
社本監査室長, 石川総務部長, 小出教務部長, 千葉病院事務部長
大石総務課長, 堤企画評価課長, 伊藤会計課長, 藤井施設課長,
成田経営企画課長, 阪井医療支援課長

議事に先立ち、平成25年第7回役員会(平成25年7月10日開催)の議事要旨が諮られ、これが了承された。

議題

1. 助教から医員への異動について

本件について、学長から発議があり資料1に基づき、次のとおり説明があった。

- ①助教から医員への異動は原則行わないこととし、やむを得ず行おうとする場合は、当該講座等の長から書面による異動の必要性の申し出により、大学運営会議の議を経て事前に役員会の承認を得なければならないことが、平成19年2月14日開催の役員会において決定されていること。
- ②この度、救急科所属の石橋 佳助教が、平成25年9月5日付けで週4日勤務の医員として勤務することを希望しているため、やむを得ず医員への異動を行いたいと考えていること。
- ③本件については、8月20日開催の大学運営会議の議を経ていること。
審議の結果、石橋 佳助教について、平成25年9月5日付けで医員として採用することが了承された。

2. 技術職員の後任補充について

本件について、学長から発議があり、定年退職等に伴う後任補充は原則行わないこととし、補充の必要性については役員会で協議し対処することになっていること。この度、臨床検査・輸血部長及び放射線部長から、定年退職者等に係る後任補充の要求があったことの説明があった。

次いで、大石総務課長から資料2に基づき、次のとおり説明があった。

- ①本年度末の医療職の定年退職者のうち、臨床検査・輸血部 主任臨床検査技師は再雇用を希望していないこと。また、今年度の再雇用契約職員である放射線部放射線技師は来年度の任期更新を希望していないこと。そのため、医療職従事者が2名欠員となること。
- ②各部長から、後任補充の強い要望があり、更に後任補充者の身分が非常勤職員では身分が不安定であり、質の高い優秀な職員の確保ができないことから常勤職員での補充の申し出があったこと。

審議の結果、病院の運営上、今回欠員となる医療従事者について、定年退職に伴う後任不補充の原則は適用せず、常勤職員での補充を認めることが了承された。

3. 大学機関別認証評価について

本件について、学長から発議があり、大学機関別認証評価は学校教育法第109条第2項及び同法施行令第40条に基づき、教育研究水準の向上に資するため、教育研究、組織運営及び施設設備の総合的な状況について、文部科学大臣の認証を受けた評価機関が実施する認証評価を、7年以内ごとに受けることが義務づけられていることの説明があった。

次いで、堤企画評価課長から資料3に基づき、説明があった。

審議の結果、平成26年度に独立行政法人大学評価・学位授与機構が実施する認証評価を受審することが了承された。

4. 開学40周年記念行事について

本件について、学長から発議があり、平成25年7月31日に開催の開学40周年記念事業実行委員会で、記念行事の主な内容が決定したことの説明があった。

次いで、大石総務課長から、資料4に基づき次のとおり説明があった。

①本年11月5日（火）に記念講演会、記念式典、および記念祝賀会を開催すること。

②講演会を午後3時から旭川市民文化会館大ホールにおいて、聖路加国際メディカルセンター理事長の日野原重明先生による「旭川市民の健康を日本一にするための私の提言－102才の長寿の実績をふまえて－」と題して実施すること。

③記念式典を午後5時15分から旭川グランドホテル「彩雲の間」において、記念祝賀会を午後6時30分から同ホテル「瑞雲の間」において実施すること。

審議の結果、開学40周年事業の内容について了承された。

本行事に係る実施経費については、学内職員へ拠金を募るので、後日、協力要請を行う予定であること。また開学40周年を迎えるにあたり、本学における教育研究の充実と環境整備を図ることを目的とした基金の創設を、財務部会で検討中であり、決定後、改めて本役員会で審議する旨学長から付言があった。

報告事項

1. 学長報告

学長から、次のとおり報告があった。

(1) 平成24事業年度に係る業務の実績に関するヒアリング結果について

8月21日（水）に文部科学省において、資料6のとおり、国立大学法人評価委員会による「平成24事業年度に係る業務の実績に関するヒアリング」があったこと。

次いで、久保事務局長から評価委員との質疑応答について、説明があった。

今後の予定としては、10月上旬以降に評価結果（案）の提示があり、それに対する意見申立ての手続きを経て、11月上旬に評価結果の通知があること。

(2) 保健系分野のミッションの再定義に関する資料提出及び意見交換会の実施について

医学科のミッションの再定義については、6月26日開催の役員会で報告したところであるが、この度、文部科学省から資料7-1のとおり、保健系分野のミッションの再定義に関する資料の提出及び意見交換会の日程調整の依頼があったこと。

作宮教授を中心としたワーキンググループにおいて検討し、資料7-2のとおり論点シート及び関連資料を作成し、8月27日開催の大学運営会議で内容を検討・審議した上で、文部科学省へ提出したこと。

次いで、久保事務局長から資料の内容について説明があった。

なお、10月2日（水）午後2時からの文部科学省との意見交換会には、本学からの出席者は学長、松野副学長、飯塚副学長、藤尾副学長、作宮教授、服部教授、久保事務局長を予定していること。

(3) 厚生労働省並びに北海道厚生局及び北海道による社会保健医療担当者の特定共同指導について

9月11日、12日に特定共同指導が実施されること。

次いで、阪井医療支援課長から資料8に基づき、次のとおり説明があった。

- ①平成25年8月8日付け厚生労働省保険局医療課長名で本院開設者である吉田学長あて「厚生労働省並びに北海道厚生局及び北海道による社会保険医療担当者の特定共同指導の実施について」の通知があったこと。
- ②特定共同指導の目的は「保険医療機関及び保険医療養担当規則等を更に理解し保険診療の質的向上及び適正化を図る」こと。本院では平成8年以来17年振りであること。
- ③指導は9月11日（水）、12日（木）の2日間行われ、初日は院内視察及び保険医等への個別指導が行われ、二日目の午後から集団指導と講評が行なわれること。
- ④指導の対象者は、開設者、管理者、保険医、薬剤師、看護師、請求事務担当者等であること。
- ⑤指導の評価はカルテへの記載があるかどうかであり、カルテへ記載がない診療費については過去1年間に遡り自主返還となること。

2. その他

竹中理事から、次のとおり報告があった。

旭川ウエルビーイング・コンソーシアム主催による「1時間でわかる三浦綾子」講座の第1回目を8月29日（木）本学図書館前のロビーで開催したこと。今後、12月まで各大学で開催予定であること。

9月3日（火）フィール7Fにおいて、同主催事業である「神楽岡公園をテーマにしたシンポジウム」を開催したこと。

次回の開催予定

学長から、次回役員会は、平成25年10月9日（水）9時00分から開催すること。